

特定非営利活動法人CCL役員選出規則

規則第2号

2018年9月11日制定

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人CCL（以下「本法人」という。）定款第14条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）の選任に関して、基本的事項を定める。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 役員選挙における選挙権は、各正会員がこれを有する。

2 役員選挙における被選挙権は、役員選挙の行われる年の1月1日現在の本法人の正会員がこれを有する。

(候補者選出方法)

第3条 本法人の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 理事 立候補制とし、定数は、定款の定めるところによる。

(2) 監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。

2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。

(選挙の告示)

第4条 通常総会における役員選挙に関する告示は、選挙年の1月31日までに郵送又はホームページに掲載するなどの方法により行うものとする。

2 臨時総会における役員選挙に関する告示は、役員選挙の期日の30日前までに行わなければならない。

(立候補者)

第5条 理事立候補者は、立候補届出書を理事長に届け出た者とする。

2 通常総会における役員選挙の場合における立候補届出書は、選挙年の2月1日から2月28日の間に届け出るものとする。

3 臨時総会における役員選挙の場合における立候補届出書は、総会の会日の3週間前までに届け出るものとする。

(立候補届出書)

第5条 立候補届出書は、別に定める。

(立候補の撤回)

第6条 前条に定める立候補届を提出した者が、これを撤回する場合は、理事長宛に申請者本人の自署による立候補を撤回する旨を書面に記して提出するものとする。

(候補者の通知)

第7条 理事長は、立候補届出の締切後、候補者一覧表を作成し、第5条の届出書とともに、各正会員に対して郵送又はホームページ等により通知する。

(投票方法)

第8条 役員選挙は、無記名により候補者ごとに賛否の欄を設けた投票用紙に丸を付す方法により行う。

(役員の決定)

第9条 総会に出席した正会員が投票した投票総数の過半数に当たる賛成票を得た者を理

事とする。

(改廃)

第10条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2018年9月11日から施行する。